

関根和也議員に対する懲罰動議

関根和也議員は、令和7年12月1日の本会議において、本会議に出席していることに対する見解を求めたところ、何ら弁解や謝罪等の発言をせず、不誠実な言動をとった。

さらに、令和7年12月3日の本会議において、本事案について行われた懲罰特別委員会で決定された「公開の議場における陳謝」を求めたところ、陳謝は行ったが、令和7年12月2日のSNSにおいて「市長の思い通りにさせてはいけないため、本会議で陳謝は行うが本意ではない」との発言をしていたことに関し、真意を問うたところ、市長等に対する威圧的な態度や、名誉を棄損するような言動、さらには、品位を欠く態度や、不誠実かつ不適切な言動を繰り返した。

自らが行った不当・不適切・違法な行為に対する反省・自覚が無く、議員としての説明責任を果たすことをせず、議会の品位を貶め、市民からの市議会に対する信頼を著しく失墜させた。

これは、地方自治法第129条及び三郷市議会会議規則第151条に違反することは明白である。

よって、関根和也議員に対して、懲罰を科すことを求める。